

令和7年度 高等学校脱炭素・未来ワークショップ運営業務 企画提案募集要項

1 趣旨

岩手県立大学では、JST「共創の場形成支援プログラム」(COI-NEXT) 共創分野・本格型「ビヨンド・“ゼロカーボン”を目指す“Co-JUNKAN”プラットフォーム」研究拠点に関し、岩手県立大学が参画する研究開発課題2「自律的変革を生む Co-learning 基盤」について、高等学校総合学習における未来ワークショップを効率的に実施するための企画提案をコンペ方式で募集します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 高等学校脱炭素・未来ワークショップ運営業務

(2) 事業主体

岩手県立大学

(3) 業務委託期間

契約日から令和8年3月25日まで

(4) 業務委託内容

別添業務仕様書のとおり

3 申請資格

【共通要件】

- (1) 岩手県内に事務所等を置く法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わない)

ア 申請は団体での申請とし、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できること。（個人での申請はできませんので注意のこと。）

イ 単独で申請する団体は、グループ申請の構成団体となることはできないこと。

ウ グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできないこと。

エ グループ申請の場合、全体を総括する代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めないこと。

オ グループ申請する場合には、代表団体が応募手続き及び岩手県立大学との連絡を行うこと。

カ 団体又はグループからの申請は1提案とすること。

- (2) 団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 岩手県から指名停止措置を受けている者

ウ 県税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている者

- (3) 団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

- (4) 岩手県立大学からの要請に応じて、迅速かつ円滑に事務処理を行う能力を有しているほか、岩手県立大学に来校し打合せ可能な体制となっていること。

【業務遂行上必要となる資格等】

団体又はグループの構成団体の構成員に、次の資格に類する能力を有している者または経験者がいること。

〔ファシリテーターに関する資格所有者、講座受講経験者、ワークショップ運営経験者など〕

4 募集する企画提案の内容

別添仕様書のとおり。

5 見積限度額

1,250,000 円（消費税及び地方消費税 10%含む）

6 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間

令和7年5月26日（月）～令和7年6月13日（金）午後5時必着

- (2) 提出書類

次の書類を各5部（正本1部、写し4部）提出してください。

ア 令和7年度 高等学校における脱炭素・未来ワークショップ業務
業務企画提案書 (様式1)

イ 令和7年度 高等学校における脱炭素・未来ワークショップ業務
実施要領等に関する質問票 (様式2)

ウ 令和7年度 高等学校における脱炭素・未来ワークショップ業務
企画コンペ参加届出書 (様式3)

エ 団体等概要及び類似事業の実績等 (様式4)

オ 積算書 (任意様式)

カ 応募者の定款又は会則及び最新の総会議事録

キ 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類

- (3) 応募方法

提出書類は、持参または簡易書留で郵送してください。

（メール及びファックスでは、受け付けません。）

応募の後、参加辞退する場合は企画コンペ参加辞退届（様式-5）を提出すること。

- (4) 提出先及び問い合わせ先

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画コンペ参加者の企画提案の審査は、資料 1－1「企画コンペ提案審査要領」に基づき、審査委員会において行うこと。

なお、企画コンペ提案書等の内容が、5 の見積限度額の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

(2) 審査委員会の開催（予定）

① 開催日 令和 7 年 6 月 20 日（金）

② 開催場所 書面審査による

③ 開催方法等

審査は、コンペ参加者から提出された、企画コンペ提案書に基づいて行うものとします。

8 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者の負担とします。

(2) 提出書類の返却の可否

提出書類は返却しないので、あらかじめ写しを控えてください。

9 受託者決定後の契約について

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、免除となる場合があります。

(2) 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いとなります。ただし、業務の実施状況等に応じて、前金払が可能となる場合があります。

10 成果品の帰属

本業務で作成した報告書等の帰属は岩手県立大学とします。

11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限
実施要領の公表（ホームページ掲載）	令和 7 年 5 月 26 日（月）
質問票の受付期限	令和 7 年 6 月 5 日（木）
質問票に対する回答	令和 7 年 6 月 10 日（火）
参加申込書・提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）
受託候補者の決定	令和 7 年 6 月下旬（予定）